

日置市自立支援協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻10分前までに氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会議場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 傍聴を希望する方が、聴覚障がいのため、手話通訳者による通訳を希望される場合は、会議開催の10日前までに会議傍聴申込書により、日置市市民福祉部福祉課障害福祉係まで申し込みしてください。

2 傍聴するに当たっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為はしないこと。
- (2) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (3) のぼり、旗、プラカード、はちまきその他の示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (4) 会議場において、飲食、喫煙等はできません。
- (5) 会議場において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、会長が認めた場合は、その限りではありません。
- (6) その他、会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は注意し、なお、従われない場合は、退場していただく場合があります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合や緊急に公開

になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

会議傍聴申込書（視覚・聴覚障がい者用）

令和 年 月 日

日置市自立支援協議会事務局 殿

令和7年8月28日に開催予定の、日置市自立支援協議会の傍聴を申し込みます。

住所：

氏名：

年齢：

連絡先 電話番号：

FAX番号：

傍聴時に希望する支援等（希望事項に○を付けてください。）

点字による会議資料

手話通訳

- 備考
- 1 この申込書は、視覚障がい又は聴覚障がいのある方が傍聴時に点字による会議資料の交付又は手話通訳者による通訳を希望され、開催の10日前までに申し込みをされる場合に限ります。
 - 2 申し込みをされても傍聴の定員人数に達したため、受付を終了している場合があります。